

るう。僧侶から政治家へ  
—金尾稜巖の洋行  
・政界進出・議会活動—  
辻岡健志  
はじめに

明治二三年（一八九〇）七月、第一回帝国議会衆議院選挙が行われた。有権者は、国税一五円以上を納める男子四五万人のみで、総人口四〇〇〇万人の約一%を占めるに過ぎず、圧倒的多数の民衆は「政治の見物人」となった（）。そのなかで、自由民権運動の高揚を後景にして自由党・立憲改進党など民党が圧倒的大勝利をおさめ、一七〇名の過半数を獲得したことは周知のことであ

この結果当選したのが、天野若圓（岐阜善龍寺——以下出身寺院）・堀善証（兵庫常源寺）・金尾稜巖（広島正伝寺）・赤川靈巖（広島圓淨寺）・菅了法（島根光永寺）

# 本願寺史料研究所報

39号

発行所	本願寺史料研究所
電話	〒六〇〇一八二六八
発行日	京都市下京区七条大宮上ル ○七五三四三一三三一一 内線（五四一八） 二〇一〇年二月二十六日
親鸞聖人750回大遠忌	



らであった(3)。このうち、堀・赤川・菅の三名は当選一回でその後政界から引退し僧侶に復帰したのに対し、天野は当選三回、特に本稿で注目する金尾稜巌(一八五四～一九二一)は以後八回当選(落選五回)し、富山・島根両県知事も歴任するなど政治活動に半生を捧げた(4)。

さて、帝国議会開設前後における僧侶の動向に関する先行研究としては、佐々木隆氏(5)、ミシェル・モール氏(6)、串山まゆら氏(7)の研究がある。佐々木氏は第二回総選挙時での選挙干渉を明らかにし、東西両本願寺が政府系候補者へ集票工作を依頼されていたことを指摘した。ミシェル氏は政治家であり在家仏教者であった鳥尾小弥太と臨済宗僧侶の今北洪川との交流を「共生関係」であつたことを明らかにした。そして、本稿と問題関心を共有する串山氏の研究は、本願寺派僧侶と選挙干涉などで知られている品川弥二郎との関係に着目し、初期議会期の本願寺の動向解明に迫った好論文である。本稿においても学んだ点は多く、初期議会期は政教関係的視点から見ると、帝国議会開設や条約改正問題に対する仏教運動が盛んとなるなど、「政治と仏教」の関係が緊張化した一時期でもあった(8)。

しかし、当該期の「政治と仏教」の関係史研究の蓄積は必ずしも充分ではなく、政治史のみならず仏教史研究においても強く意識されてきたとは言い難い。特に、本稿で検討する具体的な還俗議員の政治活動の実態については未だ究明されておらず、近代国家形成期における「政教分離」を実態的に解明する上において不可欠である。如上の課題に基づき、本稿では金尾稜巌の生涯に則して彼がいかにして洋行経験を経て僧侶から政治家へ転身し、どのような議会活動を行つたのか、明らかにしてゆきたい。この考察結果に基づき、金尾稜巌という還俗議員の歩んだ軌跡が持つ政教関係史上の意義についても言及したい。このことは「政治と仏教」の関係史を明らかにする上で基礎的な作業となるであろう。

(1) 牧原憲夫『客分と国民のあいだ 近代民衆の政治意識』(吉川弘文館、一九九八年)一八〇頁。

(2) 『法令全書』明治二年二月一日公布。

(3) 『議会制度百年史 衆議院議員名鑑』(大蔵省印刷局、一九九〇年)参照。このほか、門徒から九名当選している(『大同新報』三一号、明治二三年七月二一日、後掲【表1】参照)。現時点では宗派不明者も多いが、広島・福井など真宗地帯からの当選者が目立つことから真宗門徒が大半を占めていたと思われる。

(4) 金尾の経歴を紹介したものとして、増川正三「金尾稜巌(沼田郡安村)」(『ふるさとひろしま』第三号、一九八二年)があるほか、金尾澄映『芸州正伝寺の法燈』(金尾山oho院正伝寺、一九九一年)の寺史に一節があるので、そのみで政治活動を含めた全生涯を通観した研究は未だない。また、本稿では触れる余裕はないが富山・島根県知事時代については『日本の歴代知事』第二卷(上)(歴代知事編纂会、一九八一年)一三五頁、

および同前書第三巻（上）（同前、一九八一年）二〇五頁、参照。

(5) 「干渉選挙再考」（『日本歴史』三九五号、一九八一年）。

(6) 「近代『禪思想』の形成—洪岳宗演と鈴木大拙の役割を中心に—」（『思想』一一号、一〇〇二年）。

(7) 「初期議会期における品川弥二郎と本願寺派役僧」（『日本宗教文化史研究』第七巻第一号、一〇〇三年）。

(8) 例えば、第五議会開会直前に大日本協会は仏教界・神社勢力を味方陣営に引き入れようと画策するなど、条約改正問題をめぐつて政治と仏教の関係は急接近している（小宮一夫『条約改正と国内政治』（吉川弘文館、二〇〇一年）一七八～一七九頁、参照）。

### 一 僧侶としての金尾楞嚴

金尾楞嚴は、安政元年（一八五四）六月一四日、安芸国沼田郡相田村の正伝寺に生を受けた（<sup>1</sup>）。得度は万延元年（一八六〇）一二月二七日のことで、還俗前の名を楞嚴といつた（本稿では便宜上還俗前でも楞嚴で統一する）。多感な青年期を幕末維新の動乱の直中で過ごし、広島藩土河野徵について経史を学んだとされる（<sup>2</sup>）。実際、この時どのような活動をしていたのか伝える史料は遺されていないが、おそらく金尾の目にした時代の変革はその後の人生形成に大きな影響を及ぼしたであろう。

明治時代に入り王政復古のスローガンのもと政府の推し進めた神道国教化政策が挫折すると、一時の廢仏毀釈・神仏分離の波は後退し、明治五年に神仏合同の国民教化政策を主導する教部省が設立された。宗教行政の変革が一時的に落ち着きを見せ始めた頃、金尾は明治六年七月一三日に正伝寺住職を継職した。一〇歳のことである。この頃から本山へ出仕するようになり、まず宇都宮県下の布教を命じられ、ついで明治九年に学階上の得業、明治一〇年に枢密書記、明治一三年には大阪教務所管事などに抜擢されている（<sup>3</sup>）。こうして金尾は本山内での階梯を着実に登つていった。

一方で、明治一二年には本山機能を東京へ移すべきだとする寺務所東京移転事件、いわゆる北畠騒動に端を発して、やがて教団内外において混戻の様相を呈することとなる（<sup>4</sup>）。維新以来実権を握ってきた島地黙雷ら長州系僧侶に対し、大谷光尊、北畠道龍（和歌山法福寺）らが彼らの排除を求めて教団改革を主張した。自由民権運動を背景に、教団内に集会（宗議会）開設要求も高まることとなり、各地域の末寺僧侶もこぞつて教団の将来像に意見を寄せた。金尾もまたその一人であった。

金尾は、新旧両勢力の排除を前提として、一般末寺僧侶の宗政参加を要求した公選論を唱えた。明治一二年七月、広島県下有志法中総代として金尾と大洲順道（広島專徳寺）は「議事・行事役員一切、全国末寺ノ員数ニ付シテ、コレヲ公選シ、年限ヲ定メ、互ニ交通シ、寺務ヲ

統理スヘシ」とした上で「本山ハニニ有志ノ私有」である状況を非難して、大谷光尊に対し意見書を提出している(5)。広島グループの主張する公選論は同地域において相当浸透した様相が窺われ、「七月上旬、該県御末寺金<sup>ラ</sup>尾<sup>（屋）</sup>・楞嚴<sup>（マヤ）</sup>・靈山<sup>（誠念）</sup>宗觀<sup>（マム）</sup>・福島大順<sup>（マサル）</sup>・福間淨觀<sup>（マサル）</sup>・大洲順道公選論ヲ主張シ、各組へ派出シ、是ニ同意スルヲ有志ト称シ、若シ同セサルハ為法ニ志無キモノ」と広島県内の事情報告書が本山へ上申されており(6)、長州系僧侶側からするとおそらく危惧感を抱いたに違いない。しかし、この公選論は一般門徒の宗政参加にまで踏み込んでおらず、公選といえど論者によつて振幅があるなど限定的に捉えるべきであろう。

かくして、金尾・大洲は明治一三年一〇月の寺法編製會議の委員に任命された後、明治一四年に成立した寺法では一般末寺僧侶の宗政参加が認められ、金尾らが主張した公選議会導入が曲がり形にも採択された。一方で、本山内の改革動向は広島地域へは少なからぬ影響を与えることとなり、靈山諦念(広島法圓寺)らが中心となり明治一五年には僧侶と門徒が一体となり進徳教社(翌年崇徳教社に改名)という仏教結社が設立されている(7)。同教社は、教団上の寺法にあたる規定(後に社憲)と議会組織を有しており、門徒にも議決権を付与していた点で、本山で実現することのなかつた公選論を具現化させたことは注目すべきであろう。

このように寺法制定過程は、金尾の思想形成において

大きな転換点として位置づけられるべきであり、その後明治一四年の集会設立時には第一回議員として選出されている。金尾は後述のごとく公選論を持論として持ち続けてゆくとともに、本山に先駆け僧侶・門徒に教務運営権を与えた広島地域は金尾の持論の受け皿となつてゆく。しかし、金尾が直接政界進出するに至つた契機としては、次に検討する明治一五年の欧州洋行が重要な意味を持つことになるだろう。

(1) 「広島教区統計表 沼田組 第二」明治一三年一〇月調査、「西本願寺文書」(本願寺史料研究所保管「本願寺文書」)。

(2) 山崎謙編『衆議院議員列伝』(衆議院議員列伝発行所、一九〇一年)一一五頁。

(3) 「(広島市安佐南区)正伝寺文書」所収の任免状、金尾前掲書、一五九頁。

(4) 福間光超「西本願寺教団における公選議会の成立について」(同著『真宗史の研究』永田文昌堂、一九九九年、初出一九七七年)、平野武『西本願寺寺法と「立憲主義』』(法律文化社、一九八八年)等参照。

(5) 「議事行事役員の公選」明治一二年七月一五日(『本願寺宗会百年史』史料編 下)、(『淨土真宗本願寺派宗会一百八一年』一一頁)。

(6) 「改正後の広島県の情況」明治一二年九月二日(同前『本願寺宗会百年史』史料編 下、六七頁)。

(7) 熊田重邦「崇徳教社と蘭教部」(同著『近代真宗の

展開と安芸門徒』広島女子大学、一九八四年)。

## 二 還俗前夜—歐州洋行から帰国まで—

明治一五年に進徳教社が設立されると、同議会においてある議案が提出された。それは、金尾を洋行させる構想についてであり、同時に同教社の運営資金である淨財募集も議案として提出されている(1)。前者は、旧広島藩主であった浅野長勲(あさのながこと)のイタリア公使赴任を「好機会」として同教社が費用負担して金尾を洋行させたいとしている。その費用は滞在費用一ヶ月につき一〇〇円ずつで、往復旅費を八〇〇円としていた。また、後者についても

同教社が運営していた進徳教校の移転費用とともに洋行費用を捻出する上で、県内からの淨財募集案を議会へ諮つた。その結果、同教社は金尾の洋行費用を全額支弁することとして決定した(2)。同年六月一八日、金尾は浅野率いる一行団全二〇名でイタリアを目指し、雨の降る横浜港から出航した(3)。

ところで、なぜ突如として金尾洋行構想が浮上したのであるか。直接この疑問を解く史料は管見の限り持ち合わせていないが、同行することになつた浅野の記録から読み解くことができる。まず浅野の洋行日記では「金尾氏は予に同行を依頼す」(4)とある一方、浅野の伝記では「本派本願寺法主より坤山公に同行を依頼した」(5)とあり、矛盾した記述がなされている。だが前者の方が

同時代に書かれたものであることから、比較的信憑性が高いと思われる。さらに崇徳教社の記録によると「氏の洋行に就ては浅野公使（長勲公）全行の好機会を得、多大なる援助を受けたり」(6)とあり、金尾あるいは周辺の人物が浅野のイタリア赴任が決定した段階で、直接浅野へ依頼をしたと理解してよさそうである。それをより一層裏付けるのが、次の浅野長勲書簡(7)である。

金尾楞嚴、歐州行同船之義、素より終始才覚ニ候得ハ、聊差支無之候間、爾後御承知可被下候也

(明治一五年カ) 四月十七日 浅野長勲

平山靖彦殿

追而、前文之義之時承リ置度義も候間、近日御入成可給候也

このように金尾の才能を高く買つた浅野の判断も洋行決定に大きな動因であった。おそらくこの前段階で何らかの遣り取りがあり、浅野自身が金尾の同船は「聊差支無之」と判断するに至つたのであろう。さらに推測を重ねることが許されれば、この書簡が当然遺されるはずのない常見寺にあることから、本山で重職を担つていた利井明朗が洋行斡旋していいたとしても不思議ではない。であるならば、本山内の動向も一つの決定要素であつたと思われる。そこで、時期はこれより後になるが本山執事部へ宛てた藤嶋了穏・普了法書簡(8)を見てみたい。

拝啓、御益御健勝法務御尽力可被遊御座奉恭賀候、  
陳ハ此度伊太利全權公使浅野長勲氏、来ル六月十八  
日出帆之郵船ニ搭シ任所へ被赴候由ニ付、金尾楞嚴  
モ同船之事ニ候、小生共々来ル七月ヲ以出過可仕、  
兼而御過相成居候得共、過日酷暑之砌ニ押移候得ハ、  
右同船被差許候ハ、幸甚ニ奉存候、財政之御都合モ  
可有之候得共、何卒御取計被下度、奉懇(懇意)口候、右  
得貴意度勿々、如此ニ御座候、頓首

(明治一五年)五月廿八日

菅了法

藤島了穏

大洲

大洲（鉄然）教正 六月二日披見

香川（葆晃）教正

石原（僧宣）教正

赤松（連城）教正

菅了法（島根光永寺）と藤嶋了穏（滋賀金法寺）は金  
尾と同年の八月に洋行が決定しており、菅はイギリス、  
藤嶋はフランスへそれぞれ一〇月に旅立っている（9）。

右記にある五月の時点では未だ洋行は決定していない段  
階であるが、菅と藤嶋連名で本山執行部へ金尾の洋行に  
ついて取りはからうよう依頼していることが読み取れ  
る。結果的に本山執行部はこの依頼をいかに処理したの

か追うことはできないが、文面から金尾の洋行に対し本  
山からのバックアップも得た可能性が推測される。

以上のように、進徳教社の財政的支援、浅野の判断と  
ともに本願寺からの支持も受けて、明治一五年六月に金  
尾は浅野とともにヨーロッパへ旅立つてゆく。しかし、  
八月四日にイタリアに到着して以降、金尾の足取りは必  
ずしも詳らかではない。確実に跡付けられるのは、明治  
一六年八月一〇日に浅野とイギリスで合流し、翌年三月  
二日まで行動を共にしていることである（10）。

その他各種略伝等にはいずれも帰国までの三年間にわ  
たり、ヨーロッパ各国（特にイギリス）、東アジア、ア  
メリカ等を歴遊し、オーストリアのシュタインに師事し  
立憲制度を学んだ、と記されている（11）。シュタインと  
は言うまでもなく、伊藤博文が明治憲法を起草する際、  
最も影響を与えた一人である（12）。しかし、金尾が實際  
にシュタインを訪問したという直接的な記録は今のところ  
見いだせない。仏教関係者で確実にシュタインを訪問  
しているのは、明治一四年一二月に金尾より一足先に洋  
行していた北畠道龍だけである（13）。北畠がシュタイン  
を紹介したという仮説も成り立つかかもしれないが、確証  
をえないでのこれ以上の深入りは避けて先へ進もう。

さて、金尾は一体この洋行で何を学んだのか。本願寺  
派機関誌である『奇日新報』には、洋行中の動静を伝え  
る論説が掲載されており手がかりとなる。明治一七年一  
〇月一日付の「金尾氏ト外教師トノ問対」なる論説であ

る（14）。これは、同年春のドイツにおいて、青木周蔵全権公使の紹介によって実現した、金尾とプロテスタント宣教師・シユリープとの対談を筆記したものである。

内容はまず、ドイツの教育システムについて問うところから始まり、プロテスタントの管理権、住職試験の方法、寺院財産管理、無神論、国教制度、信教の自由、普通教育における宗教科の取り扱いなど多岐にわたり尋ねている。逐一この内容の検討はしないが、金尾の主たる関心は教育と宗教の制度的なあり方であつたことが窺える。そして、金尾は「貴教ヲ受ケ所得多シ」と感慨を述べた後、これからイギリスへ向かわねばならないため他日のベルリンでの再会を誓い短時間の対談を終えた。

その後、イギリス・オックスフォードに留学した金尾は「僧侶教育ノ方法ヲ論ス」という論説を著し（15）、留学中の成果を発表している。ここでは、歴訪したヨーロッパ各国の事例を紹介し、「専門ノ神学ヲ修ムルニ及ヒテ猶亦如此、況ンヤ普通学科ヲ卒ヘタル者ニアラサレハ大学専門ニ入ルコト能ハス、大学ニ入ラサレハ僧侶ト為リテ寺院ヲ統理スル能ハサル」として、宗教興隆の命運は我が国の僧侶自身が握っているのだと主張した。ここから僧侶教育における普通学・大学教育の重要性が提示され、制度的にはキリスト教を範とする態度が明確に窺われよう。

こうした現状の僧侶への危機感は、金尾と昵懇の仲であつた利井明朗に対する書簡において鮮明に吐露されており（16）。現状において「外教ハ歩ニ歩ヲ進メ」ており、「近ク英國ヨリハ教長某ヲ派遣シ、上之至尊ヲ始メ外教ニ帰セシメ奉ラント」して、日本国内の「條約改正、内地雜居等紛糾ノ形勢ニ乘シ、加フルニ學術ヲ以テ青米ヲ教育スルニ倦マサル内外基督教徒ノ熱心アリ」と、キリスト教侵入に対する危機感が強く指摘される。さらに金尾は続けて言う。それでは「我門内果シテ如何ノ寺務ヲ執テ末徒ヲ董督シ、将来法門ノ際隆ヲ期セラル、ヤ」と、真宗においてキリスト教に対抗できるだけの準備ができるのか、憂慮を抱く。ヨーロッパの宗教事情を観察してきた金尾は国外にいるからこそ、特にこのことを危惧するのである。

続いて、そのためにはいかなる対策を講じればよいのか、金尾なりのプランが示される。現在の教団は「日ヲ逐テ門末ノ帰嚮ヲ失シ、目今財務ノ欠乏」を抱えており、「真宗ノ興廢」を招きかねない。それゆえ、「第一本山寺務大体ノ基礎ヲ鞏固ニ」する必要があり、これには「先ツ前來編輯ノ寺法ニ改良ヲ加サルヘカラス」と。そして、本山寺務を「文明諸國ノ立憲政体ニ羞サル位地ニ進メ、大法台ヲ奉輔佐、教務ヲ弁理スルノ外至願無之」と、立憲主義をもつて寺法改正を強く望むに至る。帰国後にはこれら事業を決行しなければならない、と決心を固める。こうした本山改革の必要性を抱く金尾であつたが、彼の真宗觀はいかなるものであつたのか、広島での盟友・靈山諦念に送つた書簡には（17）、帰国直前の考事が見て

取れる。イギリスの国教制度を事細かく紹介した上で「我見真大師一家ノ宗派ノ如キハ、彼歐州各国ノ英雄豪傑力宗教ヲ仮テ人心ヲ鼓舞シ政略ノ具トシテ、以テ拡充シタルモノト雲壤ノ不同」であり、キリスト教との比較から真宗を捉えている。そして、日本においては「実ニ真正ノ教法ナルモノハ我一宗ノ法燈ニ可有之」と強い確信を持つに至る。かかる確信は留学中に得た某博士と日本人宣教師との逸話からも裏付けられ、その博士は日本人宣教師に対し他国の宗教を信じることは恥ずべきことであり、自國の仏教を学ぶことの重要性を説いたという<sup>(18)</sup>。かくして明治一八年二月、金尾は帰国する。その後、同年夏から翌一九年春には国内各地を巡回し留学の「報告的布教」を行つた<sup>(19)</sup>。そのさなかの明治一八年一二月、利井明朗は「執行所分化ニ付人少ニ有之候間、広島教務所沼田郡相田村正伝寺住職金尾楞嚴御採用ニ相成度、此段薦舉候也」という推薦書を一等執行日野澤依へ提出した<sup>(20)</sup>。一見すると単なる推薦書であるが、利井自身が金尾を直接推薦するという行動力は相当な信頼関係にあつたことを示すものであり興味深い。その後、この書類には決裁印が押印されていることから、本山へ再度登庸されることとなる。

以上のように三年間という短い期間の洋行ではあつたが、この経験は金尾の後半生において大きな意味を持つに違いない。それはイギリスを中心とするヨーロッパ各国の宗教・政治・教育を学んだということもそうである

が、それ以上に日本においては認識できない「真宗」を再発見したことに凝縮されるといつても過言ではない。

(1) 「成議案」、「(広島県安芸高田市) 法圓寺文書」および「(大阪府高槻市) 常見寺文書」。年月日欠であるが、おそらく内容から浅野がイタリア公使を拝命した明治一五年三月二〇日以後と思われる(『坤山公八十八年事蹟』乾(中国新聞社印刷部、一九三二一年)、三五九頁)。また、金尾以外にも最終的にある事情により実現しなかつたが、是山恵覚(広島真行寺)も同時に洋行予定であつたという(『真宗崇徳教社沿革史原稿』(真宗崇徳教社第一部、一九一〇年七月編纂)、一二一丁、(広島市西区)崇徳学園資料)。

(2) (6) (19) 同前「真宗崇徳教社沿革史原稿」一二一丁。

(3) 『海外日録』(浅野長勲、一八八四年) 一〇二頁、前掲『坤山公八十八年事蹟』坤、一〇二頁。

(4) 同前『海外日録』一〇二頁。

(5) 前掲『坤山公八十八年事蹟』坤、二頁。

(7) 明治一五年四月一七日付平山靖彦宛浅野長勲書簡、「常見寺文書」。

(8) 明治一五年五月一八日付本山執行宛藤島了穂・菅了法書簡、「西本願寺文書」。

(9) 『明如上人伝』(明如上人伝記編纂所、一九二七年)二八二~二八三頁。

(10) 前掲『海外日録』三〇一~四六〇頁。

- (11) 前掲『衆議院議員列伝』一一五頁、前掲「真宗崇徳教社沿革史原稿」一二一丁、『衆議院議員略歴』(衆議院事務局、一九三六年)一四一頁、前掲『議会制度百年史』一七七頁、等参照。
- (12) 瀧井一博『ドイツ国家学と明治国制』(ミネルヴァ書房、一九九九年)。
- (13) 瀧井同前書、一三四頁、上原貞雄「北畠道龍におけるI.V.シュタインとの思想交流—おもに宗教と政治、宗教と教育の問題に關わって—」(『岐阜聖徳学園大学紀要 教育学部外国学部』第三七集、一九九九年)。
- (14) 『奇日新報』二八三号、明治一七年一〇月一日。
- (15) 『奇日新報』二八四・二八五号、明治一七年一〇月三・五日。谷川穰氏は海外から俗人教育の必要性を訴えた僧侶として紹介している(『僧侶教育兼務論と俗人教育活動の盛衰』(同著『明治前期の教育・教化・仏教』思文閣出版、二〇〇八年、初出二〇〇七年)二六三頁)。
- (16) 明治一七年八月二八日付利井明朗宛金尾稜巣書簡、「常見寺文書」。
- (17) 明治一七年一一月一〇日付靈山諦念宛金尾稜巣書簡、「法圓寺文書」。
- (18) 金尾稜巣「複演」(大谷光尊述『法筵筆録』土井普応、一八八九年)九〇一〇頁。なお、この複演は明治二〇年一一月、大谷光尊が岐阜別院にて布教した際、金尾が隨行長として行つたものである。この他同様の逸話は「金尾稜巣氏の演説筆記」(『令知会雑誌』六四

(20) 「明治十八年十一月廿一日 利井明朗より金尾稜巣推舉之伺書」、「西本願寺文書」。なお本文書は本願寺用箋を使用している。

### 三 政界進出—第一回総選挙直前—

次に、本項では本願寺派僧侶であつた金尾がいかにして、政界進出してゆくのか、本山内の動向にも配慮しながら見てゆきたい。僧侶が政治家に立候補する際、衆議院議員選挙法第一二条において僧侶は制限が加えられていたことは「はじめに」で既に述べた通りである。

金尾もこの法律の規定の下、明治二二年四月に立候補宣言した。三五歳のことである。通宗派的な仏教雑誌である『明教新誌』はいち早く金尾が立候補予定であると取り上げ(1)、また『奇日新報』には同年一〇月本願寺へ還俗願を提出すると報じた(2)。議員立候補は僧侶である金尾にとって、相当な一大決心であったことだろう。

その後、金尾は明治二二年末頃から出馬するに際してある政治家へ接触を図つてゆく。それが、国粹保存主義を唱える谷千城との接触である。浅野長勲が金尾を紹介し、谷とはじめて接触したのが一二月一〇日のことである(3)。谷の日記には「金尾某、芸州より帰りたるを以て、來訪。俱楽部設置の談あり」と記されている。明治二二年は大隈重信による條約改正交渉が行われていた時

号、明治二二年七月一三日)にも紹介されている。

【表1】第一回衆議院議員総選挙結果（仏教関係者）

選挙区	候補者氏名	出身（仏教関係）	所属政党	選挙人数 (A)	得票数 (B)	得票率 (B/A ×100)	当選
東京6区	辰巳小次郎	帝国大学文学士、政教社社員、大同団発起人	保守	315	48	15.20%	落選
埼玉2区	大内青巒	在家仏教者、大同団発起人	無所属	3955	161	4.00%	落選
岐阜1区	天野若圓	本願寺派善龍寺住職	大成会	1541	722	46.80%	当選
三重2区	林道永	黄檗宗前管長	無所属	4500	633	14.00%	落選
福井2区	杉田定一	大谷派門徒、大同団賛成者	自由俱楽部	2706	2427	89.60%	当選
福井3区	永田定右衛門	宗派不明、大同団賛成者	自由俱楽部	2223	1321	59.40%	当選
石川3区	石川舜治	大谷派永順寺住職	自由党	3459	1618	46.70%	落選
兵庫2区	堀善証	本願寺派常源寺住職	無所属	3407	1146	33.60%	当選
鳥取2区	若原觀瑞	本願寺派勝福寺住職	保守	1720	352	20.40%	落選
島根2区	首龍貫	本願寺派明眼寺住職	無所属	1871	340	18.10%	落選
島根4区	菅了法	本願寺派光永寺住職、民友社記者、大同団賛成者	無所属	829	340	41.00%	当選
島根5区	佐々田懋	本願寺派門徒、大同団賛成者	大成会	1007	602	59.70%	当選
広島1区	豊田実穎	宗派不明、大同団賛成者	議員集会所	993	567	57.00%	当選
広島1区	渡邊又三郎	宗派不明、大同団賛成者	無所属	993	473	47.60%	当選
広島2区	八田謹二郎	本願寺派門徒、大同団賛成者	無所属	823	280	34.00%	当選
広島3区	金尾稜巌	本願寺派正伝寺住職	無所属	1456	611	41.90%	当選
広島4区	赤川靈巌	本願寺派圓淨寺住職	大成会	1433	680	47.40%	当選
広島5区	脇栄太郎	宗派不明、大同団賛成者	無所属	1863	648	34.70%	当選
広島7区	佐竹義和	宗派不明、大同団賛成者	大成会	1564	488	31.20%	当選
香川2区	綾井武夫	宗派不明、大同団賛成者	無所属	1208	706	58.40%	当選

※典拠 『自第一回至第八回衆議院議員総選挙一覧』（衆議院事務局、1904年），『大同新報』31号（明治23年7月21日）等より作成。

※備考 大同団は尊皇奉仏大同団の略。得票率は小数点第二位以下切り捨て。

期であるが（4）、谷や浅野、三浦梧楼らは日本俱楽部を結成して条約改正反対運動を展開した。金尾はその日本俱楽部に興味を示していることから、串山まゆら氏が指摘したように、キリスト教の流入を警戒した真宗僧侶は国権派と接触していたといえよう（5）。

そして、総選挙が実施されるのは七月一日のことである。【表1】では第一回総選挙時の仏教関係者の出身、所属政党、得票数・率および当落を示したものである。ここに示されているように、本願寺派出身者からは金尾のほか天野若圓・堀善証・赤川靈巖・菅了法ら五人の還俗僧侶が当選し、門徒出身議員も含めると一四名となる。還俗当選者からいえることは、選挙人のおよそ三割から四割の票数しか獲得できておらず必ずしも圧勝ではなかつたこと、そして無所属あるいは「中正不偏」を標榜する吏党、大成会に所属しているということである。一方、落選者を見てみると保守系に所属する者が見られるとともに、大谷派有力僧侶であつた石川舞台は自由党に所属するなど民党に左袒していた。しかし、前述の如く谷・浅野らとの人脈を持ち、国権派に好意を示す金尾がなぜどの政党にも所属せず無所属なのか、不思議に思える。この疑問を解く上で、金尾の所属する本願寺派はいかなる選挙方針をとつたのか、次に見てゆきたい。第一回総選挙前後の本山執行部は、大洲鉄然（山口覚法寺）を行には小田佛乘（<sup>おだぶつじょう</sup>大阪宝泉寺）らがおり、大洲—小田体

制による宗務運営が行われていた。次に紹介する書簡は、小田佛乘の手によると思われるものであり、金尾の出馬に対する直接的な反応を窺える史料である（6）。

(a) 然ハ先般金尾（稜巖）氏出儀之際、衆議院選挙法第十二条之義ニ付、同人之意見ヲ御地方議有志へ御内話致候趣、此度御通越し候間ニヨリテ承知致候、(b) 右ハ本山ヨリ内訓致候義ハ毛頭無之候、尤も各地有志者より本山丈ト某者ト數固之廉之本山ヘ伺出候者も有之、中ニハスデニ内閣ヘ伺出候者も有之趣まで相聞ヘ金尾氏も同様之情感ヲ發シ、其惑スル處ヲ諸有志へ御談示申上候義ト申入、早々然ルニ金尾一己ノ内談トスレハ、慮スルニ及ハヌ云々ノ異論者有之候トノ御報道甚々不得其意候、(c) 仮令金尾一己ノ私見ニモセヨ、其事実ハ僧侶一般ニ関スル權理上ノ義<sup>(判讀不可、ニカ)</sup>シテ公論ナリ、(d) 其公論タルヲ弁一ス、各自ノ一身ニ関スル大權ヲモ金尾ノ私見ナレハ、拠棄スルトモ、論者ハ何共名状シ難キ奇妙不思議ノ人体ナリ、カヽル人体ヲ御相手ニヲハ前途無覚束事ナリ、依テ貴兄ハ貴兄ノ御見識ヲ以テいづれとも御決心有之義候、右者拙者職務外之御尋ニ對し鄙見ノ伝ヲ承申候迄オリ也（カツコ内一筆者註）

は、金尾は出馬に際して衆議院議員選挙法第一二条について地方有志へ持論を開陳し、本山として説諭するつもりもないがこれを把握しているとある。(b) では地方

有志者のなかには本山や内閣へ請願する者も出てきており、金尾も「同様之情感」、すなわち僧侶被選挙権制限の改正を訴えている。しかし、中には地方有志者から異論が出ており、金尾の私見であれば理解できなくもないという報道が一部あるが、これに対し小田は理解に苦しんでいる。(c) では、小田は金尾個人の意見に止まらず、僧侶被選挙権は「僧侶一般ニ関スル権理」であり「公論」であるのだと主張する。(d) では金尾のように還俗することで僧侶被選挙権を放棄するのは自由であるとしても、この当然の権利に対して異論を唱える者は理解しがたいとして、危機感を募らせている。

ところでこの小田書簡は年月日を欠いていたが、以上の内容から金尾が出馬表明した明治二二年春から総選挙直前にかけてのものだと推測できる。この時本山執行部である小田が、金尾の出馬に関し概ね賛意を示していたことが読み取れ、大変興味深い。それ以上に問題となつたのは公民の権利としての僧侶被選挙権制限の改定であり、当時これを求めた僧侶の建白数は三〇件にのぼるなど(7)、運動が興隆した状況が想定される。

同時期と思われる(8)。

拝啓、愈御清安御尽力奉遠賀候、然ハ今回衆議院選挙法第十二条之儀難黙止旨、各地有志之向より続々申来、就テハ迂生共も同感之事ニ有之候、依テ別紙之通其趣旨相綴候ハ、聞入御内覽候、御幸ニ御同意被下候ヘハ各地ニ於テ至急其手続御着手可被下候、滋賀岐阜兩県下之処ハ西川均氏ヨリ御着手有之、近日其筋ヘ申立候趣内通各書候、右之趣内々御内議申度如是御坐候也

(明治二二年) 四月八日

觀山綜貢

小田佛秉

檀特教遵殿

尚々、一般末寺へ及ス哉ニ非ス、各地ノ有志ノ意見ヲ問ヒ同意者ト見込候人ト御協議可然ト考ヘラレ候ハ釈迦ニ說法ナレト添テ申進置候也

(傍線部—筆者註)

ここから衆議院選挙に際して、本山執行部が最も重視したのは衆議院議員選挙法第一二条改正問題であつたことが窺えよう。加えて各地有志者の協賛を得るなど、滋賀・岐阜両県下を手始めに地域での組織的な活動を行う方針を掲げ臨んだのである。事実、宛先である檀特教遵(兵庫清光寺)は兵庫県惣代として、本文にある西川均(滋賀本光寺)もまた滋賀県惣代として請願書を政府要在会衆書簡は明治二二年四月八日付のもので、右書簡と

路へ提出するなど積極的な活動を行つてゐた（9）。一方で一般末寺を巻き込むことに慎重な姿勢を示してゐることには、注意を要する。必ずしも全教団的問題とはせず、末寺僧侶を混乱に陥れたくないという狙いもあつたと思われる。それはなぜだろうか。

本願寺派は翌年の二月、六月と続けて、末寺一般に対し政党に加盟し、政党間競争に奔走してはならないと通達している（10）。総選挙直前の六月の訓告には僧侶が政党に加盟するのは「宗教家ノ本分ヲ誤ルノ甚シキモノ」であると注意喚起している。本山は還俗立候補者を容認し僧侶被選挙権の請願を行つてゆく一方で、末寺僧侶が政党間競争に巻き込まれることを危惧していたのである。以上から、本山執行部の選挙方針が奈辺にあつたのか窺い知れよう。

他方で、本山執行部のみならず本願寺派法主の大谷光尊にも選挙動静に関する情報は把握されており、七月一日の総選挙直後の四日には確実に情報を得ている（11）。

そして、金尾は第一議会開会後の一二月二四日に直接光尊のもとを訪れ、翌日は浅野長勲も加わり「国家、宗教之談話」に及んだという（12）。ここから無所属としながらも実際は浅野との互恵的関係は継続していくことが分かる。政党加盟を制止する本山であつたがあくまでそれは一般末寺僧侶に対するもので、金尾ら還俗議員の実態は保守的な政治志向を有していたと理解できよう。

(1) 「衆議院議員候補」『明教新誌』二五二五号、明治

一二一年四月一四日）。

(2) 「金尾楞嚴氏」『奇日新報』一一三八号、明治二二年一〇月一三日）。なお時期は下るが「金尾楞嚴及び石川舜台両氏」『令知会雑誌』六六号、明治二二年九月二三日）の報道もなされている。

(3) 島内登志衛編『谷千城遺稿』上（靖献社、一九一二年）八三四頁。

(4) 小宮一夫「大隈条約改正問題をめぐる政治的競合」、

小宮前掲論文、六四～六五頁。

(5) 串山前掲論文、六四～六五頁。

(6) 年月日・宛先欠小田佛乗カ書簡、「西本願寺文書」。

差出人の比定はこの書簡が本願寺に遺されていることから本山執行部だと特定できること、このうち小田の筆跡に酷似していることから判断した。なお宛先も欠いているが、小田より上級の執行長にあつた人物、大洲鉄然に宛てた報告であると推測される。

(7) 「法律第三号に就て僧侶の建白数」『明教新誌』二六五五号、明治二三年一月一〇日）。

(8) 明治二二年四月八日付檀特教遵宛本願寺常在会衆（観

山綜貫・小田佛乘）書簡、「兵庫県太子町」清光寺文書」。本書簡も筆跡から小田の筆によると判断した。

(9) 檀特は「檀特教遵氏」『奇日新報』一一三七号、明治二三年一〇月一五日）、西川は「法律第三号に就て」『明教新誌』二五三三号、明治二二年四月三〇日）に活動の一端が窺える。なお西川は僧侶被選挙権、政

教関係についての意見をまとめた『政教私見』(明治二二二年一〇月)を著している。

(10) 「政党ニ加盟スヘカラサル件」(『本山月報』明治二三年二月一九日付訓告第一号、龍谷大学大宮図書館所蔵)、「政党競争ノ弊ニ闕スル件」(『本山月報』明治二三年六月二四日付訓告第四号)。

(11) 柱本瑞俊編『明如上人日記抄』前編(本願寺室内部、一九二七年)明治二三年七月四日条、一〇五頁。

(12) 同前『明如上人日記抄』前編、明治二三年一二月二四二五日条、一一九頁。

#### 四 議会活動—初期議会から大正初期まで—

前項において見たように、金尾は僧侶から還俗すると

いう転機を経て、浅野・谷との関係を重視しつつも間接的な本願寺派の支援も仰ぎ、結果当選した。続いて、当选後の金尾はいかなる議会活動を行つてゆくのか、その政治姿勢の特質は何であったのか、検討してゆきたい。ちなみに金尾は当選八回で、その内訳は第一回(明治二三年七月)・第四回(明治二七年九月)・第五回(明治三年三月)・第六回(明治二一年八月)・第一〇回(明治四年五月)・第一一回(明治四五年五月)・第一二回(大正四年三月)・第一四回(大正九年五月)である(1)。

【表2】は、金尾の議会提出の質問・発言を出来る限り拾遺し時系列にまとめたものである。ここから八期務

めた議会活動の一端が窺える。金尾は周知の如く首相・大臣経験者でもなく、必ずしも政策決定において重要な役割を演じたとは言い難い。第一議会においては病欠で休暇願を出すなど(2)、ほとんど活動らしい活動をしていない。政治史研究において看過されてきた所以でもある。しかし、改めてつぶさに見てゆくと当時の重要な政策問題について発言なり質問をしていることに気づく。【表2】から読み取れる金尾の政治姿勢をおよそ四点に大別することが可能である。第一に財政問題(2・5・6・9・11・22・24—表番号、以下同)、第二に対外問題(8・12・13・14・17・20)、第三に広島地域での問題(7・10・16・19)、第四に宗教・本願寺問題(23・25・26・27・28・29)、以上四点への関心が強いといえる。以下では、特に金尾が主張した政策問題について見てゆこう。

まず一点目の財政問題である。明治二八年の第八議会において金尾は予算委員に選出されるなど、予算審議への関心は高くあつた。同年一月の予算委員会では、明治二七年の日清戦争以降、軍事費が膨張する傾向に対し「軍國多事デアルカラ益々既定ノ予算ヲ節約」して「冗費ヲ節約シテ有用ノ費途ニ充テネバナラヌ」と(3)、予算委員長に対し切り込む。さらに、三月の会計法中改正法律案審議に際しても金尾は質問の壇上に立つ(4)。問題となつたのは会計法中第六条第一項に「但シ予備費ハ款項ノ外ニ置クヘシ」という一文を新たに加筆するか否かであつた。金尾はこれをして「剩余金支出期満免除法案」

【表2】金尾稟巣の主要議会提出質問・発言

	議会	年月日	議会提出質問・発言ほか	典拠
1	第二議会	M24/12/16	国防会議ニ関スル上奏案	A
2	"	M24/12/16	北海道幌内郁春別鉄道払下処分ニ関スル質問	A
3	"	M24/12/19	軍事上政府委員ノ答弁ニ関スル質問	B
4	"	M24/12/22	陸軍中将小沢武雄免官ニ関スル質問	A・B
5	第八議会	M28/1/23	予算委員長ニ質問ノ発言	A
6	"	M28/1/23	政府委員ニ質問ノ発言（陸海軍軍事費）	A
7	"	M28/1/31	伝染病予防ニ関スル件	B
8	"	M28/3/2	日英新条約ニ関スル質問	A・B
9	"	M28/3/12	会計法中改正案ニ反対ノ発言	A
10	"	M28/3/19	広島市水道補助費予算ニ関スル建議案	A
11	"	M28/3/23	決算ノ採決ニ関スル発言	A
12	第九議会	M29/1/9	（遼東還付及び朝鮮政策に関する内閣彈劾）上奏案	A
13	"	M29/2/15	朝鮮京城事変ニ関スル質問	A
14	"	M29/2/25	軍艦千島号損害賠償ノ訴訟ニ関スル質問	A・B
15	第一〇議会	M30/2/26	公益ニ有害ノ鉱業ヲ停止セサル儀ニ付質問	B
16	"	M30/3/12	広島県尾道水上警察官ノ拷問事件ニ関スル質問	B
17	第二五議会	M42/2/1	日露戦役個入ノ損害ニ対スル救済ニ関スル質問	B
18	"	M42/2/7	衆議院議員選挙法中改正法律案	A
19	"	M42/2/20	共同苗代ノ強制ニ関スル第二質問	A・B
20	"	M42/3/5	韓国横貫鉄道敷設ニ関スル質問	A・B
21	第三〇議会	T2/3/4	施政方針ニ関スル質問	A・B
22	"	T2/3/12	地租条例中改正法律案	A
23	"	T2/3/14	社寺境内地下戻ニ関スル法律案	A
24	第三一議会	T3/1/25	地租条例中改正法律案	A
25	"	T3/3/7	宗教行政ニ関スル質問	A・B
26	"	T3/3/9	本願寺疑獄事件ニ関スル質問	A・B
27	"	T3/3/9	本願寺事件ニ関スル質問	A
28	"	T3/3/19	本願寺疑獄事件ニ関スル再質問	A・B
29	"	T3/3/19	宗教行政ニ関スル再質問	A・B

※典拠 A：『帝国議会衆議院議事速記録』、B：『公文雑纂』（国立公文書館所蔵）。

と難じ、結局「予備費以外ノ支出ヲ喰留メルダケノ功用」はないのだと反対を表明する。金尾としては極力政費を支出することを避けたい思いから、全面的な法律改正を要求した。つまり、財政問題に関して政費節減論の立場をとつていたことが分かる。これはかつて第一回総選挙直前に接觸した谷千城の政費節減論とも符号する(5)。

次に第二点目の対外問題の検討に移ろう。議会開設直後の明治二三年一〇月、金尾は対外硬派である谷らとともに、ある勉強会の発起に参加する(6)。それは、保護貿易の観点から条約改正問題を討究する国家経済会である。金尾の活動実態については判然としないが、第一議会開会当初から対外硬派メンバーとの繋がりを深めていったと思われる。

だが、議会レヴェルで対外問題を取り上げるのは、明治二七年の改正条約締結直後の「日英新条約ニ関スル質問」(7)においてである。大竹貫一・元田肇・長谷場純孝・高田早苗らとともに、他に三九名の賛成者を得て質問書を議会へ提出する。対等主義による条約改正が、帝国議会の協賛を経ずして調印されたため条約実施が不可能となり、日本にとつて「不公不利」となるのではないか、政府の方針を問い合わせるものであった。

こうした政府に対する批判は金尾の政治的基調であつた。このことは明治二九年一月に金尾らによつて提出された、政府の外交政策に対する上奏案(8)にも見て取れる。これは、日清戦後ドイツ・フランス・ロシアによる

三国干渉を背景に、明治二八年一二月講和条約によって一時獲得した遼東半島を還付する条約が調印されたことに端を発する。趣意説明者として演壇に上がつた金尾は、講和条約の励行こそが「東洋永遠ノ平和ヲ保ツ」には必要な条件であり、三国干渉に屈してはならないと、時の首相伊藤博文に対する批判も込めて語氣を強める。さらに続けて言うには、西洋諸国から今回の「遼東還付ノ事デ已ニ腰ヲ見ラレ、日本ハ実ニ弱イヤツ」だと思われかねず、独立国として「帝国ノ体面ヲ保有」するには「遼東半島還付条約」の撤回が必要であると訴えるのである。

このことは既に第八議会開会直前においても、三国干涉を容認した伊藤博文の外交手腕に疑いを持ち非難していることから(9)、金尾の一貫した主張であったことが窺える。また、現在の状況は西洋からの干渉があるなど「余輩は東洋の危機を察す、故に外政を刷新せざるべからず」と、外交問題を重視した上で「立憲の大義」のために「國家の前途を奈何せん」(10)と疑問が呈される。金尾の持つ将来の国家像とは独立国たる立憲国家であり、かかる観念においては当然他国からの干渉は排除されなければならない。終生、金尾の政治姿勢は一貫して〈立憲主義〉であつたといえよう。

続いて、広島地域の問題についてである。金尾が行つた広島に関する議会質問としては、【表2】に見る如く四件が挙げられる。まず第八議会において、金尾は日清戦争時に大本営の置かれた広島市では伝染病が蔓延して

おり、「国民ヲ安慰セシムル」ためにも速やかな対策を求めていた（11）。これに対し、内務大臣野村靖は主務官吏を派出し予防策を講じると答弁し、金尾の要求は聞き入れられている。また、同議会では広島市の水道費補助に関する建議（12）や広島県尾道水上警察官の拷問事件解決を求めた質問（13）などがなされており、広島県の問題に關し国政レヴェルでの対応を迫つた。

なかでも、明治四二二年一月の共同苗代問題に關する質問（14）は日露戦後の広島県において大問題となつた事件であり、困難を強いられるものとなつた。共同苗代問題とは、明治四〇年に着任した宗像政知事が「農事必行事項ニ関スル件」を訓示し、共同苗代（塩水選・害虫駆除予防と米種統一）を罰則規定でもつて強制する強権的農政を主導し、これに対し広汎な農民による反対運動が展開した事件である（15）。金尾も単に県内の問題とするのではなく、国政において改善を求めた。しかし、議会質問に対する農商務大臣大浦兼武の答弁は共同苗代の効果を認めるものであり、金尾にとつて釈然とした回答は得られなかつた。再度、議議會上に登壇した金尾は、生産上利益のあがらない共同苗代の設置を強制する広島県政の態度改善を求めて、この問題は「國家ノ生産上由々シキ一大事」（16）だと力説する。しかし、結果は金尾らの運動が功を奏すことなく中央交渉での途絶を見るに至つた。以上より、金尾は選挙基盤である広島での問題を国政の場において改善要求し、当該地域への利益誘導策

に腐心していたのであつた。

最後に、本願寺・宗教問題について見てゆこう。本願寺派では莫大な負債問題が本願寺と大谷家との財産区分の不明瞭性も相まつて、大正三年（一九一四）二月に一気に表面化した（17）。いわゆる本願寺疑惑事件である。これに危惧感を抱いた金尾は、すぐさま翌月七日・九日に「宗教行政ニ関スル質問」、「本願寺疑惑事件ニ関スル質問」、「本願寺事件ニ関スル質問」の三件を立て続けに議会へ提出し、国政の場での解決を図ろうとした。

しかし、金尾が本願寺の改革を志向したのはこの時が初めてではない。大正元年一〇月に、金尾ら安佐郡法中有志は「本山財政の基礎を永遠に鞏固ならしむ為め、寺法を改正し集会を分て上院下院と為し、下院の議員は全国信徒中より信徒を選挙せしめられたし」という文言を以て、本山へ請願することを決議した（18）。かつて寺法制定過程において金尾が主唱した公選論はここにおいても活きていた。加えて、内容もより急進的となつており、信徒選出議員にも言及されていることは特筆すべきである。まさしく金尾の一貫した持論であつたのである。

さて、話を国政の場に戻そう。まず三月七日の「宗教行政ニ関スル質問」（19）では政府の神仏各宗派に対する宗教行政上の監督責任はいかなるものか、また管長に不都合が生じた場合の宗教行政上の権能を有しているのか、さらに本願寺疑惑事件に対し政府としていかなる対応をとるのか、質問した。これに対する政府答弁（文部

(大臣大岡育造)は、法令により必要な監督を行うとともに、管長は政府において認可するのみで任免することはないとした。そして、本願寺疑惑事件については目下調査中であるとした。(20)

この答弁に納得のいかない金尾は議場での質問に場を移す。現行の宗教制度は神仏各宗派に管長任免を委任しているため「不完全ナ制度」であり、「政府ハ宗教行政上ノ監督上、更ニ責任ヲ尽シテ居ナイ」と宗教行政上の弊害を断じる(21)。特に今日問題となつてある本願寺事件は、政府の監督責任の不備に起因しているのだと。だからこそ、金尾は政府に頼るのでなく自らが率先して本山改革に関する請願書を、衆議院議員有志三八名と本願寺門徒の連印を得て、法主の大谷光瑞に対し提出した。

この時の請願書と思われるものが正伝寺に遺されているが(22)、立憲的宗政の確立、法主補佐を全うすること、立法権独立の確保、信徒の宗政参加権、内局と室内部の区別、の五項目から成り、あるべき教団像が明確に提示されている。すなわち、金尾の抱く教団像とは先述の国家像とも重なるところであり、〈立憲主義〉の確立という点にあつた。

政治家となつて以降、金尾は僧侶の経験を活かし宗教問題に取り組むというよりも、財政・対外・広島などの政治問題に関心が示され、議会質問に臨んだ。しかし、大正三年、突如として本願寺問題が顕在化すると、政治家として解決を図ろうと試みてゆく。それまでの政治活動

からすれば不自然ではある。たとえ正伝寺を後にして、終生安芸門徒としての〈自負〉を持ち続けていたからこそ、本願寺の改革をいち早く訴えたのだろう。そして、金尾は大正三年の議会質問を最後の活動として、大正一〇年三月二三日、任期途中でその生涯を閉じた。志半ばでの最期であった。

(1)『第一回乃至第十九回総選挙衆議院議員当選回数調』(衆議院事務局、一九三六年)一八七頁。

(2)『帝国議会衆議院議事速記録』一(東京大学出版会、一九七九年)三七九頁、以下『速記録』と略す。

(3)『速記録』八、一二四頁。

(4)『速記録』九、八二一～八二二頁。

(5)平尾道雄『子爵谷干城伝』(富山房、一九三五年)七三二頁、小林和幸「政治家としての谷干城」(広瀬順昭・小林編『谷干城関係文書』立教大学図書館所蔵)解説(北泉社、一九九五年)二八頁。

(6)「本会紀事摘要」(『國家經濟会報告 第二回』)〈國家經濟会、明治二十四年一月八日〉四二頁。

(7)『公文雜纂』明治二八年・第二四卷・第八回帝国議会二、国立公文書館所蔵)、『速記録』九、六五六頁。

(8)『速記録』一〇、三一～三三頁。

(9)金尾稜巖「伊藤總理の胆力度量」(『日本人』第八号、明治二八年一〇月一〇日)。

(10)金尾稜巖「君子は辞を造す者を悪む」(『日本人』第九号、明治二八年一一月五日)。

- (11)『公文雜纂』明治二八年・第一三卷・第八回帝国議会  
一。
- (12)『速記録』九、八七三頁。
- (13)『公文雜纂』明治三〇年・第三三卷・帝国議会・第一〇  
回一。
- (14)『広島県史』近代一(広島県、一九八〇年)一〇四  
四～一〇五七頁、勝部眞人「広島県における強権の農  
政と農民」(同著『明治農政と技術革新』吉川弘文館、  
二〇〇二年)等、参照。
- (15)『公文雜纂』明治四二年・第三三卷・帝国議会・第二五  
回三。
- (16)『速記録』一三、一九二頁。
- (17)本願寺史料研究所編『本願寺史』第二卷(浄土真宗  
本願寺派宗務所、一九六九年)五七三～五七四頁。
- (18)「本山と法中有志」(芸備日日新聞)大正元年一〇  
月二三日)。
- (19)『公文雜纂』大正三年・第三〇卷・帝国議会四、『速記  
録』二九、五六五頁。
- (20)同前『公文雜纂』、『速記録』二九、五七三頁。
- (21)『速記録』二九、五七六～五七八頁。
- (22)「正伝寺文書」、金尾前掲書、一六六～一六八頁。
- おりに

以上、史料的制約のなかで可能な限り、金尾の足跡を

たどってきた。はじめに掲げた本稿の目的を達成するには、金尾の自坊であった正伝寺に直接的な史料が遺されていない以上、限界があつたことは否めない。しかし、かかる史料を持たずとも本文において見たように金尾の為人をラフスケッチするには十分であつただろう。

金尾の生涯を俯瞰すると、僧侶としてよりも政治家としての活動に力点が置かれていたことは明らかである。財政・対外問題には国家の独立を確立する上で保守的立場から政府施策に異を唱える一方、広島へは利益誘導策を講じ、そして何より本願寺の難局に対しても政治家よりもいち早く解決策を提示した。金尾は、洋行経験で得た知識を活かし終生政治活動に力を注いだ。しかしながら、それと並んで、直面する政治問題に対処する場面においても、真宗僧侶出身としての氣概を潜在的には持ち続けた。その基調たるや、僧侶と門徒、つまり僧俗一体となつた教団運営を持論とともに、国家および教団の〈立憲主義〉を主張した。歴史の結果から見れば戦前期において集会の門徒参政権は実現することはなかつたが、金尾は本願寺教団外にあつて先駆的に〈民主主義〉の実現を主唱した人物であつたといえよう。

こうした金尾の活動を政教関係史上に位置づけるならば、政府では衆議院議員選挙法第一二条など厳格な政教分離が徹底される一方、本願寺派では公民権の観点から僧侶被選挙権改定を求め運動を開いたことから政教分離をゆるやかに捉えていたことが分かる。そのなかにあ

つて金尾は還俗というグレーゾーンを突いて議員当選するに至った。他方、一時僧侶が請願した被選挙権が認められるのは、普通選挙法の施行される大正一四年のことである。近代国家形成期の政教分離は必ずしも定義は一定せず、その振幅可能性のなかで絶えずその価値も可変的であった。金尾という人物の生涯はそのことを物語っている。ただし、これには天野若圓・菅了法・堀善証・赤川靈巖ら他の還俗議員との比較検討も要しよう。その上で、金尾の位置づけもまたなされて然るべきである。

このほか、残された課題は少なからずある。金尾稜巖や本願寺教団を全体史の中で位置づける上で初期議会期の「政治と仏教」の関係を包括的に復元・検討しなければならない。明治憲法第二八条において信教の自由が明文化された當時、あるいは衆議院議員選挙法において僧侶被選挙権が制限された當時、仏教界ではいかなる対応を講じたのか、当然のことながら既往の「國家神道」や「日本型政教関係」などの概念では説明尽くされ得ない事実もあるのではないか。

本稿で取り上げた金尾稜巖についても従来研究対象の射程にすら入らなかつた。島地黙雷や清沢満之らなど研究関心の高い僧侶のみならず、近代以降の政治・社会に影響力を持ちつつも現在では「無名」の人物や組織の活動をすくい上げ、新たな近代日本の宗教世界像を構築する必要があるだろう。

(京都大学大学院文学研究科博士課程・本願寺史料研究所研究生)

## 【附記】

史料閲覧・収集にあたつては、常見寺（大阪府高槻市）、正伝寺（広島市安佐南区）、清光寺（兵庫県太子町）、崇徳学園（広島市西区）、法圓寺（広島県安芸高田市）、本願寺史料研究所のほか史料所蔵機関のご助力を賜りました。深甚の感謝の意を表したいと存ります。特に正伝寺では門徒役員（世話係）会（二〇〇八年七月六日）において「金尾稜巖と近代安芸門徒」を講演する機会を賜りました。また、本稿と関連する報告としては近現代史研究会例会（二〇〇九年一〇月三一日、於名古屋大学）において「明治〈仏教界〉の成立と初期議会—僧侶参政権運動を中心として—」と題して発表しました。本稿では触れることの出来なかつた、尊皇奉仏大同団や仏教各宗協会などの政治運動の検討を行つたものであり、他日稿を改めて論じたいと思います。

## 【編集後記】

当初の予定が変わりました。近現代の寺務簿冊の紹介（下）は、次号になります。前号の三八号に引き続き本号も、さらに次号の四〇号も「近現代」特集のような内容になります。原稿の集まり具合の偶然の結果です。可能ならば年度末に刊行できればと考えています。

ところで、ようやく『本願寺史』改訂版の第一巻の刊行にたどり着きます。かなりのハードルというか、峠を越えて、ようやくという印象です。間をおかずして第二巻の原稿執筆です。どのような壁が立ちはだかっているのか、予想もつきません。

(歩弥)